

国土交通省道路局と同時発表

平成28年5月13日  
九州地方整備局

くまもと たかもり とちのき たての  
**県道 熊本高森線と村道 栃の木～立野線の災害復旧を代行**  
**～ 大規模災害復興法を施行後初めて適用します ～**

- 本日、熊本県知事より俵山トンネルを含む「県道 熊本高森線」について、また、南阿蘇村長より阿蘇長陽大橋を含む「村道 栃の木～立野線」について、大規模災害復興法※に基づく国の直轄代行の要請がありました。
- これを受け、国土交通省としては、両路線について甚大な被害が生じていることから、熊本県ならびに南阿蘇村の実情を勘案し、国が災害復旧事業を施行する旨を熊本県知事と南阿蘇村長へ回答しました。
- 今回、代行する道路は、南阿蘇村をはじめとする被災地域への医療・教育等といった生活基盤を支える重要な道路であることから、国として早期復旧に全力で取り組んでまいります。

**【直轄代行の概要】**

## 1. 熊本県

路線名：県道 熊本高森線 こもり かいん  
区 間：熊本県阿蘇郡西原村小森～南阿蘇村河陰

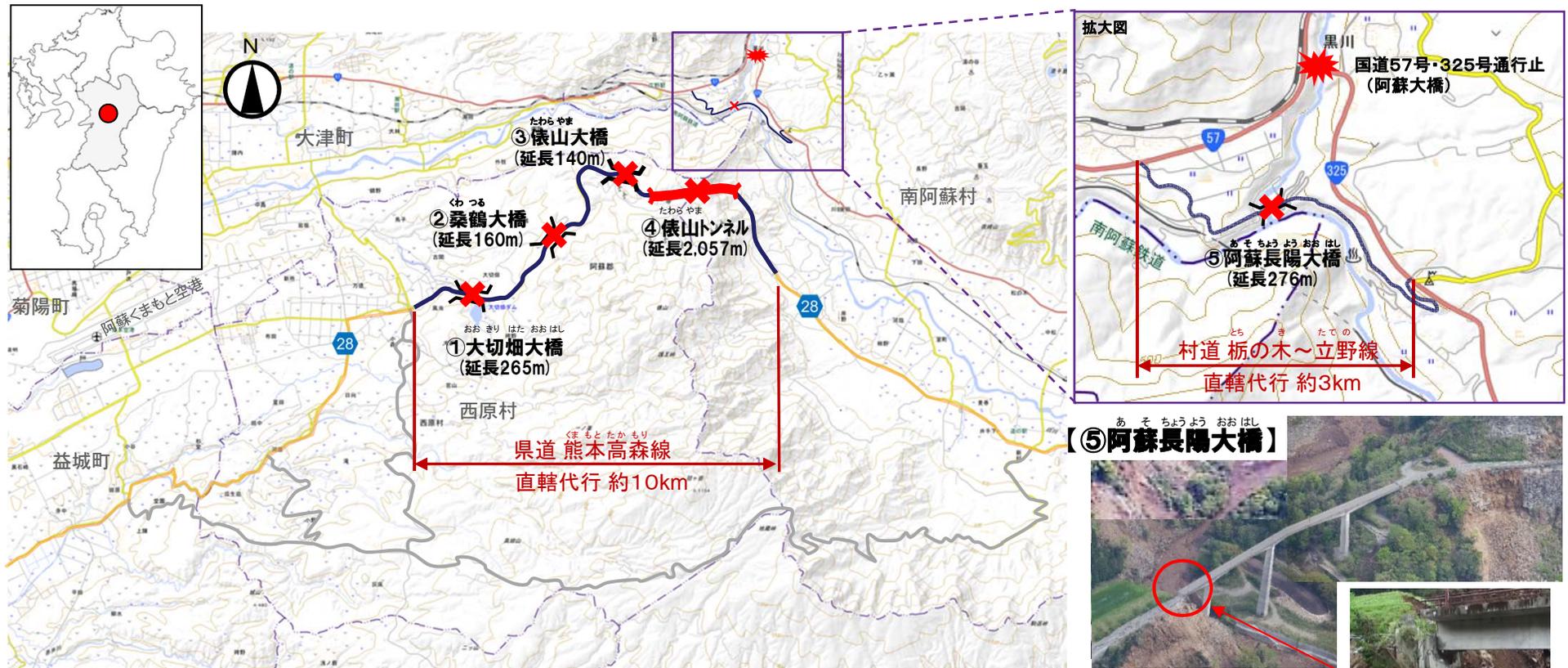
## 2. 南阿蘇村

路線名：村道 栃の木～立野線 かわよう たての  
区 間：熊本県阿蘇郡南阿蘇村河陽～立野

※大規模災害からの復興に関する法律

**【問合せ先】**九州地方整備局 道路部 道路計画第二課長 辻 芳樹 (080-2754-0202)  
TEL：092-476-3533 (直通)

# 大規模災害復興法に基づく直轄代行 位置図(県道熊本高森線・村道栃の木～立野線)



おおきりはたのおおはし  
【①大切畑大橋】



▲橋梁のずれ

くわつるのおおはし  
【②桑鶴大橋】



▲ケーブルのゆるみ、ぬけ

たわらやまのおおはし  
【③俵山大橋】



▲橋台部の段差

たわらやま  
【④俵山トンネル】



▲覆工コンクリートの崩落

## 【参考】

熊本県道「熊本高森線」及び南阿蘇村道「栃の木～立野線」の災害復旧直轄代行の根拠法

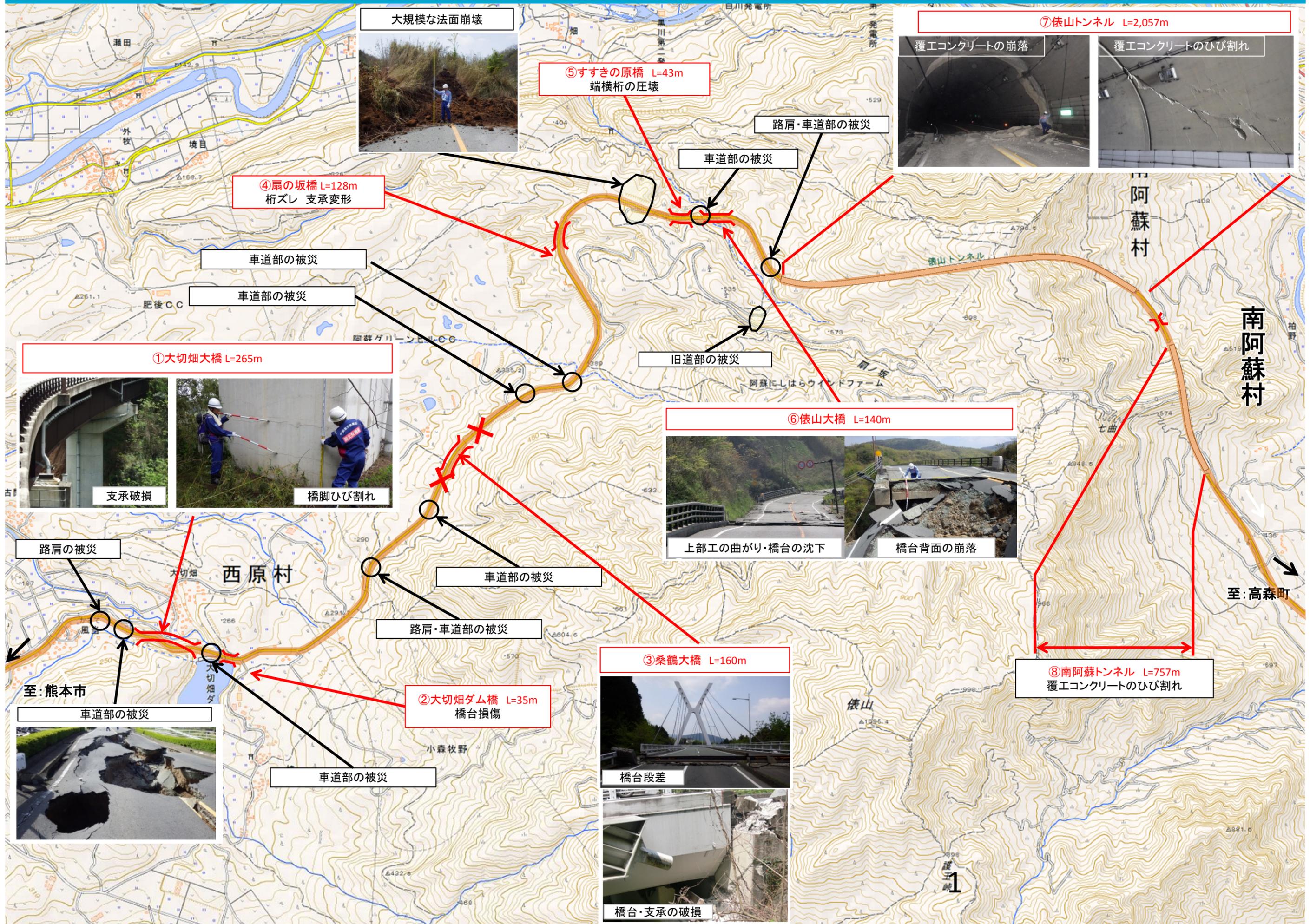
## 大規模災害からの復興に関する法律

### 第四十六条（道路法の特例）

国土交通大臣は、道路管理者である被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、当該被災地方公共団体における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災地方公共団体に代わって自ら当該被災地方公共団体が管理する国道、都道府県道又は市町村道の当該特定大規模災害等によって必要を生じた次に掲げる事業に係る工事（以下「特定災害復旧等道路工事」という。）を施行することができる。

- 一 災害復旧事業
- 二 災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事業

# 県道 熊本高森線の主な被災状況



## 【一般部における被災状況】



▲ 車道路面の陥没



▲ 路肩・車道部の崩壊

## 【大切畑大橋の被災状況】



▲ 支承破損



▲ 橋脚のひび割れ

## 【桑鶴大橋の被災状況】



▲ 橋台段差



▲ 橋台・支承の破損

## 【俵山大橋の被災状況】



▲ 上部工の折曲り・橋台の沈下

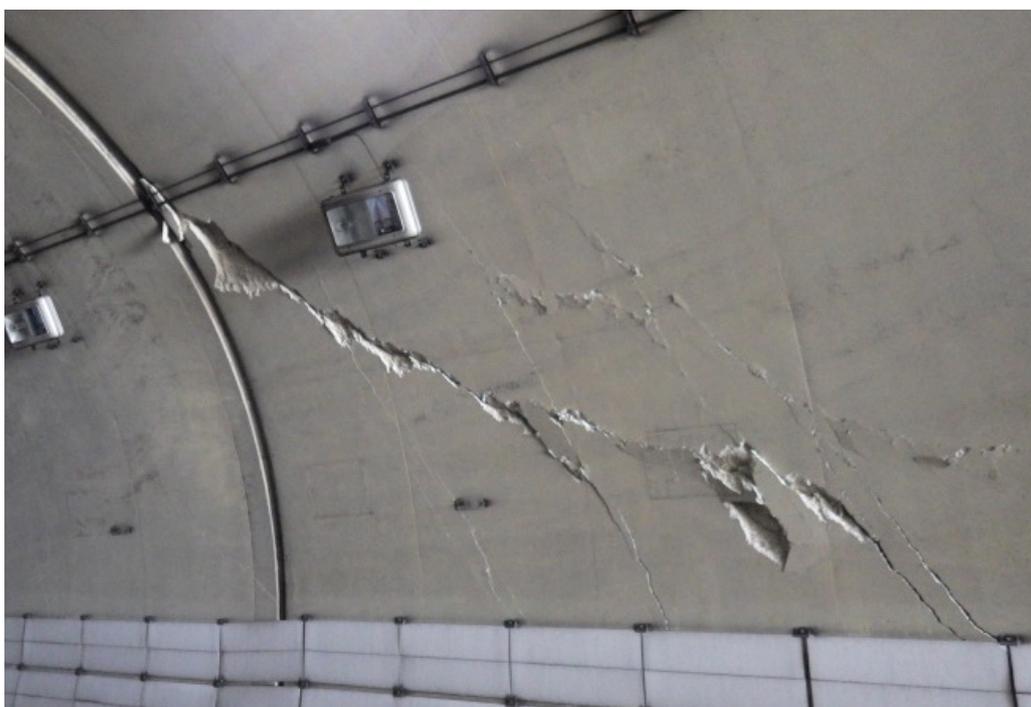


▲ 橋台背面の崩落

## 【俵山トンネルの被災状況】



▲ 覆エコンクリートの崩落



▲ 覆エコンクリートのひび割れ